

支出負担行為担当官  
防衛省大臣官房会計課  
会計管理官 平下 一三  
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
X-158	再生可能エネルギー導入に係る検討委託業務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和8年3月13日

2. 入札方式 一般競争入札（総合評価落札方式、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年9月8日(月) (10:30)

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。  
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。  
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。  
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおとする者でないこと。  
(6) 上記(3)の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第18条第4項各号のいずれかに該当する者（具体的には、以下ア～キのいずれかに該当する者）であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとするものについては、令和7年8月19日(火)9:00までに下記ア～キに記載する書類等を防衛省大臣官房会計課契約係へ提出すること。

ア 当該入札に係る物品と同等以上の仕様の物品を製造した実績等を証明できる者

イ 資格審査の統一基準により算定された総合審査数値に以下の技術力の評価の数値を加算した場合に、当該入札に係る等級に相当する数値となる者

項目	基準	数値
入札物品等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品又は役務をいう。以下同じ）に関連する特許保有件数	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
入札物品の製造等（訓令第18条第4項に規定する契約の対象となる物品の製造又は役務の提供等をいう。以下同じ）に携わる技術士資格保有者数	9人以上	15
	7～8人	12
	5～6人	9
	3～4人	6
	1～2人	3
入札物品の製造等に携わる技能認定者数（特級、一級、単一級）	11人以上	6
	9～10人	5
	7～8人	4
	5～6人	3
	3～4人	2
	1～2人	1

注：1 特許には、海外で取得したものを含む。  
2 技術士には、技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

ウ S B I R制度の特定新技術補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に

係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

エ 株式会社産業革新投資機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、株式会社 地域経済活性化支援機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、株式会社海外需要開拓支援機構、一般社団法人環境不動産普及促進機構における耐震・環境不動産形成促進事業、株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、一般社団法人グリーンファイナンス推進機構における地域脱炭素投資促進ファンド事業及び株式会社脱炭素化支援機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

オ 国立研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第9項に規定する研究開発法人のうち、同法別表第3に掲げるものをいう。）が同法第34条の6第1項の規定により行う出資のうち、金銭出資の出資先事業者又は当該出資先事業者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

カ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構による「創薬ベンチャーエコシステム強化事業（ベンチャーキャピタルの認定）」又は国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構による「研究開発型スタートアップ支援事業（ベンチャーキャピタル等の認定）」において採択された者の出資先事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

キ グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-Startup又はJ-Startup地域版）に選定された事業者であり、当該競争に係る物品又は役務に関する分野における技術力を証明できる者

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争（総合評価落札方式）に参加を希望するものは、応札資料作成要領に定める提出物を 令和7年 8月 22日（金） 12:00 までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札について令和7年 9月 4日（木）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先  
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を  
持参すること。  
受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

**また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。**

メールアドレス：naikyoku\_chotatsu\_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 押川 電話 03-3268-3111 内線20823

仕 様 書			
件 名	再生可能エネルギー導入に係る検討	作成年月日	令和7年7月11日
	委託業務	作 成 課	地方協力局環境政策課

## 1. 適用範囲

この仕様書は、「再生可能エネルギー導入に係る検討委託業務」について適用する。

## 2. 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書の定める事項が本仕様書の内容と異なる場合は、本仕様書を優先する。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第10号。以下「グリーン購入法」という。）
- (3) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）
- (4) その他関係法令

## 3. 本業務に関する要求

### 3.1 業務の目的

気候変動による災害の激甚化、頻発化等が予測される中、災害等発生時の拠点となる防衛省・自衛隊の基地等の施設においては、必要な電力の更なる安定確保及び途絶対策が重要である。本業務は、ペロブスカイト太陽電池を含む次世代型太陽電池（以下単に「次世代型太陽電池」という。）導入によるエネルギー自立化を通じた、防衛省・自衛隊の施設のレジリエンス強化に向けて、必要な検討を行うため、次世代型太陽電池導入・調達・管理の基本構想の検討、有識者検討会を活用した考察等を行い、防衛施設への次世代型太陽電池導入に関する様々な知見を取りまとめることを目的とする。

### 3.2 本業務の実施体制

受注者は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官側と協議するものとする。

- (1) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- (2) 前記(1)の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- (3) 前記(2)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

- (4) 業務従事者のうち、1人以上は諸外国の情勢・政策等に関する情報収集又は分析業務に従事した経験を有すること。

## 4. 業務の内容

### 4.1 業務の範囲

#### 4.1.1 防衛省・自衛隊の施設への最適な次世代型太陽電池の導入・調達・管理手法の検討

##### 4.1.1.1 次世代型太陽電池の導入・調達・管理における課題の検討

防衛省・自衛隊が次世代型太陽電池の導入・調達・管理を行う際に生じる課題（セキュリティ、コスト、供給状況等）について国内外の事例等も参考に分析を行う。

##### 4.1.1.2 次世代型太陽電池の導入・調達・管理手法の検討

防衛省・自衛隊の各施設の地域特性（自然条件、地域資源）を考慮し、取り得る次世代型太陽電池導入・調達・管理手法を整理した上、導入コストや各種制約事項（地域、管轄、立地、契約、セキュリティ等）の観点から施設のカテゴリごとに最適な次世代型太陽電池の導入・調達・管理手法を検討する。

4.1.1の実施に当たっては、4.1.4により設置される有識者検討会にて、防衛省・自衛隊の施設への導入という観点において次世代型太陽電池導入・調達・管理を行う際に生じる課題等について考察し、有識者の評価を受け、監督官に報告する。

- (1) 有識者検討会は、分析内容の説明、考察の中間報告、考察の最終報告等、3回以上実施するものとする。
- (2) 分析を含めた業務の中間報告は令和7年11月28日までを基準として実施するものとし、方法等について監督官と協議するものとする。
- (3) それぞれの考察に当たっては、監督官と協議の上、次世代型太陽電池導入の事例を基に、導入コストや各種制約事項（地域、管轄、立地、契約、セキュリティ、管理等）の観点から施設のカテゴリごとに最適な次世代型太陽電池導入・調達・管理手法、段階的導入方法を検討するものとする。また、その概要版を作成するものとする。

#### 4.1.2 2030年、2050年を見据えた次世代型太陽電池の導入・調達・管理の基本構想の作成

4.1.1.1及び4.1.1.2の検討結果を踏まえ、2030年、2050年の温室効果ガスの排出削減目標を見据えた次世代型太陽電池の導入・調達・管理の基本構想を作成する。

##### 4.1.2.1 次世代型太陽電池調達のスキームの検討

基本構想として整理した次世代型太陽電池導入プロジェクトを実施するため、各プロジェクトへの協力が必要なパートナー（電力会社、発電事業者、再生可能エネルギー設備メーカー等）、関係法令等を整理し、サイバー攻撃等のリスク管理、情報保全上の方策、部隊運用上の問題点及びインフラ設備管理上の問題点も考慮したプロジェクトの実施スキームを検討するものとする。

##### 4.1.2.2 調達手法の検討

各プロジェクトの実施に当たり、パートナー企業を選定するための発注方法や公募方法について、海外事例等を参考に検討する。作成に当たっては、防衛省・自衛隊の特性を踏まえ、単に地球温暖化対策に留まらない、他省庁にはない防衛省・自衛隊ならではの取組、在り方の検討を行い、その要素を基本構想に反映する。

#### 4.1.3 次世代型太陽電池の調達に係る仕様検討

##### 4.1.3.1 調達手法の検討

策定した基本構想に基づき公募にて次世代型太陽電池の調達を行っていくことを想定し、防衛省・自衛隊の発注方式を踏まえ、調達に係る仕様の検討を行うものとする。

##### 4.1.3.2 選定基準の検討

次世代型太陽電池を実際に導入する際には、電力会社、太陽光発電設備メーカー、施工業者、メンテナンス業者等、複数のパートナーの協力が必要となる。サイバー攻撃等のリスク管理にも配慮し、海外事例も参照しながら選定基準の検討を行うものとする。

#### 4.1.4 有識者検討会の設置、開催、運営

4.1.1の考察のため、有識者検討会の設置、開催、運営を行う。

- (1) 安全保障、次世代型太陽電池導入、その他所要の専門分野の有識者4名（座長1名、委員3名）により構成する有識者検討会を設置する。

なお、同検討会には、官側の職員がオブザーバー（3名程度）として参加する。

- (2) 受注者は、有識者の選定に当たり、監督官と協議するものとする。
- (3) 受注者は、有識者から資料等を要求された場合は、その資料等を作成し、監督官に報告の上、提出する。
- (4) 有識者検討会の開催に要する費用（委員への謝金、人件費及び会議室使用料等）については、受注者が負担し、会場準備、日程調整等の庶務についても受注者が行うものとする。

なお、開催場所、会場等については監督官と協議の上、決定すること。

#### 4.1.5 国内外の情報の収集及び調査

以下の情報を収集及び調査し、区分ごとに整理する。

なお、日本語以外の収集した資料については日本語に翻訳すること。

- (1) 国内及び国外（米国、英国、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、中国、韓国）における次世代型太陽電池の市場動向、先進的な次世代型太陽電池の導入動向及び導入例、マイクログリッド動向、次世代型太陽電池のサプライチェーン（供給網）について。
- (2) 国内の次世代型太陽電池に関する新たな技術革新など、技術の進歩により、現実的に活用が見込まれる新技術について。
- (3) (2)に関する国外の国防組織における次世代型太陽電池導入に関する戦略や方針、

計画、導入例について。

- (4) 国内外における太陽光パネルリサイクルの市場動向、導入動向及び導入例について。

#### 4.2 留意事項

受注者は、防衛省・自衛隊のホームページ等の公表情報を用いて、防衛省・自衛隊が実施する環境等への取組、及び施設の強靱化の内容等を把握すること。不明な点があれば、官側に確認を行うこと。

#### 4.3 貸与品

No.	名称	貸与及び返却場所
1	防衛省・自衛隊に関する資料	防衛省地方協力局環境政策課

#### 5. 実施計画書

- (1) 受注者、本件業務の契約締結後速やかに、業務に係る実施計画書（1部）を監督官に提出し、承認を受けること。
- (2) 実施計画書には、次の事項を記載すること。
- (a) 作業スケジュール表
  - (b) 作業概要（目的、期間、項目、方法等）に関する事項
  - (c) 有識者検討会開催等に関する事項
  - (d) その他本件業務を実施するに当たって必要と認められる事項

#### 6. 報告書等

- (1) 調査報告書及び調査報告書の概要版を作成すること。提出する調査報告書及び調査報告書の概要版の規格はA4版とし、3部提出すること。なお、図面や罫表等A4を上回る大きさの用紙を使用する際は、A4サイズに折って調査報告書に加えるものとする。
- (2) 収集した情報・文献等の報告書作成の根拠となる資料については、業務実施記録として別に整理し提出すること。さらに、有識者検討会における考察の中間報告及び最終報告は、有識者検討会の実施時に検討会参加者の部数以外に監督官へ3部提出することとし、最終的に同様に業務実施記録に綴るものとする。
- (3) 提出する調査報告書及び業務実施記録を記録した電子媒体（DVD-R）をそれぞれ1部提出すること。
- ※DVD-Rについては、受注者が準備すること。
- (4) 調査報告書については、グリーン購入法を遵守し、本調達物品等が「環境物品等の推進に関する基本方針」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

- (5) 報告書には、下記の事項を記載すること。
- (a) 調査概要（目的、期間、項目、方法等）
  - (b) 4. 業務の内容に関する事項
  - (c) その他本件業務内容に関して必要と認められる事項
- (6) 成果品

成果品	提出時期	部数	備考
調査報告書	令和8年3月13日まで	3部	・調査報告書の概要版を含む。
調査報告書の電子データ	令和8年3月13日まで	1部	
有識者検討会における考察の中間報告及び最終報告	令和8年3月13日まで	3部	
業務実施記録	令和8年3月13日まで	1部	・有識者検討会における考察の中間報告及び最終報告を含む。 ・収集した情報、有識者検討会における考察の中間報告、考察の最終報告などの業務の実施記録は調査報告書と別に取りまとめ提出すること。
業務実施記録の電子データ	令和8年3月13日まで	1部	

## 7. 履行期限

令和8年3月13日

## 8. 検査

検査は、この仕様書に基づき、地方協力局環境政策課支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

## 9. その他

### 9.1 一般事項

#### 9.1.1 実施全般

- (1) 受注者は、本件業務の実施に当たっては、受注者として当然要求されるところの注

意義務をもって、円滑かつ適正な処理を行うこと。

- (2) 受注者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務実施上当然要求される事項については、受注者の負担において実施すること。
- (3) 受注者は、官側の指示があった場合は、本契約の履行状況について、官側に報告すること。
- (4) 受注者は、本件業務の実施に際し、疑義が生じた場合は、官側と協議の上、官側の指示に従うこと。この場合、速やかに指示事項を書面にした上、官側の承認を得ること。

### 9.1.2 報告書

- (1) 受注者は、調査報告書について、あらかじめ官側と協議するものとし、作成過程においては、進捗に応じ、官側の確認を受けること。
- (2) 受注者は、官側に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。
  - (a) 調査報告書の内容を公表すること。
  - (b) 調査報告書を官側が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は官側が受注者以外の第三者に委託した上で、複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、官側の承諾又は合意を得た場合は、この限りでない。
  - (a) 調査報告書の内容を公表すること。
  - (b) 調査報告書を複製し、又は翻案すること。

### 9.1.3 著作権

- (1) 受注者は、調査報告書が著作権法第2条第1項1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を調査報告書の提出時に官側に無償譲渡するものとする。
- (2) 官側が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- (3) 受注者は、その作成する調査報告書が、第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを、官側に対し保証すること。
- (4) 受注者は、その作成する調査報告書が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な処置を講じなければならないときには、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な処置を講ずるものとする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に際して第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを

確認するものとする。また、本役務によって発生した著作権は官側に譲渡するものとする。

#### 9.1.4 再委託

- (1) 本業務の契約の履行において再委託を行う場合には、あらかじめ再委託する相手方の住所・氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を支出負担行為担当官に提出し承諾を得ること。

なお、再委託する相手方の業務及び再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。

- (2) 再委託を行った場合において、再委託の相手方及び再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面を支出負担行為担当官に提出し承諾を得ること。

なお、当該書面の記載内容に変更が生じた場合も同様とする。

## 9.2 情報保全

### 9.2.1 当該業務に係る情報の取扱い

- (1) 受注者は、官側から提供を受けた文書及び電子データについては、業務終了後、確実に消去又は破棄してその旨を書面で報告すること。
- (2) 受注者は、当該業務に係る情報に不要なアクセスを実施しないこと。
- (3) 受注者は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず得た事項の管理に万全を期するとともに、守秘義務を負うものとし、その効力は本契約終了後も継続するものとする。

### 9.2.2 第三者に係る取扱い

- (1) 受注者は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に受注者と同様の保全の約定をさせるものとする。
- (2) 受注者は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏洩又は他に転用してはならない。

### 9.2.3 その他

- (1) 本件業務に使用するサーバーについては国内に設置されていること。
- (2) 受注者は、9.2.1 及び 9.2.2 に述べる事項等の情報セキュリティが侵害され又は侵害される恐れが発生した場合には、遅滞することなく、直ちに報告すること。
- (3) 業務の遂行において受注者の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側

が認めた場合は、受注者は官側の求めに応じ協議を行い、両者で合意の上で、改善を図ること。

- (4) 受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

### 9.3 業務に従事する者の申請

受注者は、この役務に従事する者について、役務従事者名簿を契約後速やかに作成、官側に提出し、承認を得るものとする。この役務に従事する者の追加、変更等が生じた場合には、遅滞なく承認を得るものとする。